

道路交通法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者の義務に関する規定の整備

自動運行装置に係る整備不良、作動状態記録装置不備及び自動運行装置使用条件違反に係る点数及び反則金の額を定める。（別表第二及び別表第六関係）

二 その他

自動車が高速自動車国道の本線車道に接する加速車線又は減速車線を通行する場合の最高速度を本線車道を通行する場合のものと同一とする。（第十一条、第十二条及び第二十七条関係）

三 施行期日等

（一）この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の施行の日から施行することとする。

（二）所要の経過措置を設ける。